東聖小規模保育園　重要事項説明書

1　施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

設置主体	名称	東神楽町
	所在地	北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号
	電話番号	0166-83-2111
	代表者	東神楽町長　山本　進
施設	種別	小規模保育事業者－B 型
	名称	東聖小規模保育園
	所在地	東神楽町ひじり野南 1 条 2 丁目 2 番 1 号
	電話番号	090-9644-8425
	園長	園長　水口　香里
	認可年月日	平成 28 年 4 月 1 日

(2) 目的

この保育園（以下「当園」という。）は、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもに対して保育の提供を行うことを目的とします。

(3) 運営方針

園児・保護者・職員の満足度を高め、園児・保護者・地域に信頼される、やさしくて楽しい保育園を目指します。

また、当園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号、以下「支援法」という。）その他関係法令並びに関係条例を遵守して運営します。

2　提供する保育等の内容

(1) 生命の安全と事故防止に努め、養護と教育により、一人ひとりの個性に対応し、自立心を持った子どもを育てます。

また、当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育の提供を行うものとします。

(2) (1)に掲げる保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア　食事の提供（アレルギー等への対応）

当園では、「自園調理」により、子どもの年齢に応じた食事の提供を行います。

なお、使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談のうえ、除去するなど可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・そば　など

イ　その他の便宜

(3) 1 日の流れ

時　　間	生活プログラム	子　ど　も　の　活　動

7：30 （集団保育）	登園　（視診） 朝の遊び	あいさつ「おはよう」 持ち物整頓・自由遊び
9：20 （集団保育） 9：30 （組別保育） 9：45 （組別保育） 11：10 12：10 （組別保育） （集団保育） 14：45 （組別保育） 15：00 （組別保育）	かたづけ おやつ あそび 昼食 休息 午睡 目覚め おやつ	かたづけ 排泄・手洗い あいさつ「いただきます」 「ごちそうさま」 シール帳にシールを貼る うた・絵本・手遊び・外遊び（設定保育） 排泄・手洗い あいさつ「いただきます」 「ごちそうさま」 歯みがき・排泄 絵本・紙芝居 午　睡 排泄・手洗い 午前と同じ
16：00 （集団保育） 18：00 （集団保育） 18：30	随時降園 降園終了	あいさつ「さようなら」 自由遊び お迎えの順に帰る

3　職員の職種、員数及び職務の内容

職　　種	職務内容	員数	
		常勤	非常勤
園長	園の管理運営を統括します。		1
副園長	園長を補佐し、園の管理運営及び子どもの保育を行います。		1

主任保育士	園の管理運営を補佐し、子どもの保育を行います。	1	
保育士	子どもの保育を行います。	1	4
看護師	子どもの健康管理、保健指導、感染症予防、緊急時の対応を行います。		1
保育補助者	子どもの保育の補助を行います。	0	1
栄養士	子どもの栄養管理や食育推進に関する業務を行います。	1	0
調理員	食事の提供に関する業務を行います。	1	0
事務員	経理事務、その他庶務に関する業務を行います。	0	0
用務員	園舎や備品の保全管理を行います。	0	0
備考 職員の員数は、子どもの人数に応じて変更となる可能性があります。 また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外の者を配置することがあります。			

4　保育を行う日及び時間等

当園では、保育を提供する日及び時間を次のとおり定めています。

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（ただし、休園日を除きます。）

(2) 休園日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始休業　12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日まで

エ そのほか町長が必要と認める日

(3) 保育を提供する時間

保育時間

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの範囲内
保育短時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの範囲内

5　保育料等

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

毎月の保育料は、東神楽町へお支払いください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

また、別表に掲げる費用のほか、保育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますの

でご了承ください。

6　利用定員

子どもの区分	定員
3 号認定子ども（1 歳児、2 歳児）	19 人

7　利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 利用の開始

東神楽町が行う利用調整により決定します。

(2) 利用の終了

当園は、以下のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了いたします。

ア　2 号認定子ども又は 3 号認定子どもでなくなったとき、若しくは児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定に基づく措置が解除されたとき

イ　満 3 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき

ウ　東神楽町と協議のうえ、利用を継続させることが適当でないと認められたとき

エ　当園に入所した子どもの保護者が、園長に退所の届出をしたとき

8　緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

なお、当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

ア　内科・小児科

医療機関の名称	東神楽町国民健康保険診療所
医　院　長　名	森山　博史
所　　在　　地	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号
電　話　番　号	0166-83-2423

イ　歯科医

医療機関の名称	谷口歯科医院
医　院　長　名	高橋　千穂
所　　在　　地	東神楽町南一条東 1 丁目 3-15
電　話　番　号	0166-83-2223

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。

防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　無　・スプリンクラー　無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有 ・震災に備えての備蓄 紙コップ、紙皿、拡声器、携帯ラジオ等	
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を年 4 回以上実施します。	
避難場所	第 1 次避難場所	正面駐車場横（東聖こばと幼稚園側）
	第 2 次避難場所	正面駐車場（園庭側）
	第 3 次避難場所	東聖小学校グラウンド

(3) 非常災害が発生したとき

非常災害が発生した場合、以下の基準により避難を実施します。災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行いますが、危険を感じた場合は、当園からの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいてかまいません。当園から連絡ができない状況も起こり得ますので、早めのご判断、ご対応により子どもの安全確保にご協力をお願いいたします。

また、自然災害の発生等により、即座に閉園（休園）としなければ安全な保育が継続できないと園長が判断した場合は、閉園（休園）とすることがあります。

ア　避難を開始する判断基準

区分	避難を要する事態	必要に応じて避難
判断基準	・施設が倒壊するおそれがある ・施設内で火災が発生し消火では対応不可 ・落下や転倒する危険物が多く受傷する恐れがある ・近隣の建物の倒壊や延焼などの危険性がある ・その他施設内にとどまることが危険である	・施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がない ・施設内に火の気がない ・近隣の建物の倒壊又は火災の延焼がみとめられない

イ　施設所在地に避難情報等が発令されたとき

高齢者等避難	第３避難場所へ避難準備
避難指示	第３避難場所へ避難
緊急安全確保	
特別警報	

9　要望・相談の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用 相談窓口	・解決責任者：園長　水口　香里 ・受付担当者：副園長　渡辺　旭（不在時は、他の当園職員） ・ご利用時間：当園開園日、開所時間内 ・電話番号：090-9644-8425	
第三者委員	森山　鮎美	役職　主任児童委員
	堀川　陽子	役職　主任児童委員

※受付方法：面接、電話、文書、アンケートなどの方法又は第三者委員への相談等により、相談・苦情を受け付けています。

10　虐待の防止

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

11　保険に関する事項

以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	園の管理下における園児の災害
保護者負担額	１人につき自己負担 220 円

12　守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園は、個人情報の保護に関する法律に基づき、情報を取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア　緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

イ　保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア　保育料の金額の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報（保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無など）を必要な範囲に限って使用します。

イ　子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

別表

1　実費に係る利用者負担金

学年	1歳児	2歳児
保険料	220円	220円
教材費	980円	980円
合計	1,200円	1,200円